

序 都市計画マスタープランの 策定の趣旨とプランの位置づけ



1. 都市計画マスタープラン策定の目的

平成 18 年 1 月に、旧下妻市、旧千代川村の 2 市村が合併し、人口 4.6 万人の現在の下妻市が誕生しました。

下妻市では、「輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまち しもつま～人がいきいきかがやくまち～ 将来人口：平成 29 年度 5 万人」を目標とする行政運営の総合的な指針となる第 5 次下妻市総合計画を策定し、都市づくりの分野では旧下妻市、旧千代川村でそれぞれ策定されていた「整備、開発及び保全の方針」が合併に伴い新市に対応した計画として変更されています。

また、「まちづくり三法」のうち、都市計画法（大型店の立地調整の強化）及び中心市街地活性化法（意欲的な中心市街地への多様な支援策の集中）が、平成 18 年度に改正されました。

こうしたことを受けて、総合計画を指針とするまちづくり（都市計画）の計画として、旧市・村においてそれぞれ策定した「都市計画マスタープラン」について一体化する見直しが必要となったため、平成 19 年度、20 年度の 2 か年をかけて、旧市・村の都市計画マスタープランを、「新下妻市都市計画マスタープラン（計画期間：平成 21 年 4 月から 20 年間）」として見直すこととしました。

その後、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通とともに国道 294 号の 4 車線化などの整備も進み、平成 23 年の東日本大震災や平成 27 年の関東・東北豪雨に伴う水害などの甚大な被害など市を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成 27 年度に都市計画マスタープランの一部改訂をしました。

さらに、平成 30 年に第 6 次下妻市総合計画を策定するとともに、都市再生特別措置法の改正により、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを推進するため立地適正化計画制度が創設され、「下妻市立地適正化計画」を策定しました。

そのため、こうした動きを踏まえ、策定後 10 年が経過し、本市を取り巻く環境の変化や、関連計画等との整合を図るため、本計画の改定をすることにしました。

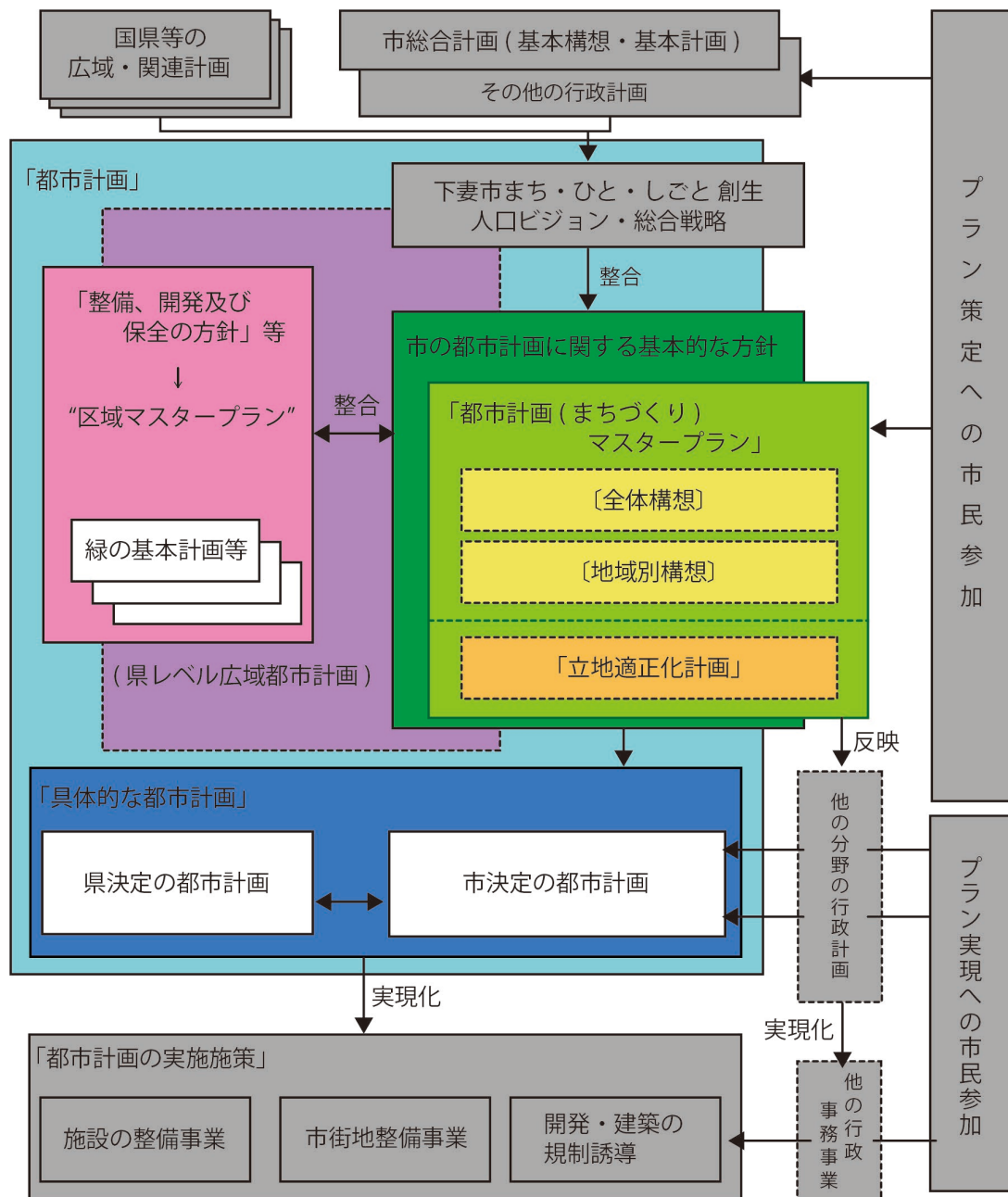
2. 都市計画マスタープランの位置づけ

(1) 都市計画の体系におけるプランの位置づけ

この「下妻市都市計画マスタープラン」は、市議会の議決を経て定められた市の総合的・計画的な行政運営方針である「基本構想」に即した、まちづくり分野（都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備など）の基本的な方針となるものです。

これはまた、国や茨城県が定める広域的な都市計画などとの整合を図り、市の将来都市像を定め、具体的なまちづくりの計画を決定あるいは変更する際に、まちづくりの基本姿勢や施策の方向性を明らかにするものです。

◆都市計画マスタープランの位置づけと役割



(2) 計画の構成

